

**南空知公衆衛生組合地域
循環型社会形成推進
地域計画書**

南空知公衆衛生組合地域循環型社会形成推進地域計画

長沼町
 南幌町
 由仁町
 南空知公衆衛生組合
 令和元年 11 月 15 日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1)対象地域

構成市町村： 長沼町、南幌町、由仁町、南空知公衆衛生組合（豪雪、過疎地域）

面積： 383.62k m²

人口： 23,678 人（平成 30 年 9 月 30 日現在）

表 1 人口及び面積内訳

	長沼町	南幌町	由仁町	合計
面積(km ²)	168.52	81.36	133.74	383.62
人口(人)	10,906	7,587	5,185	23,678

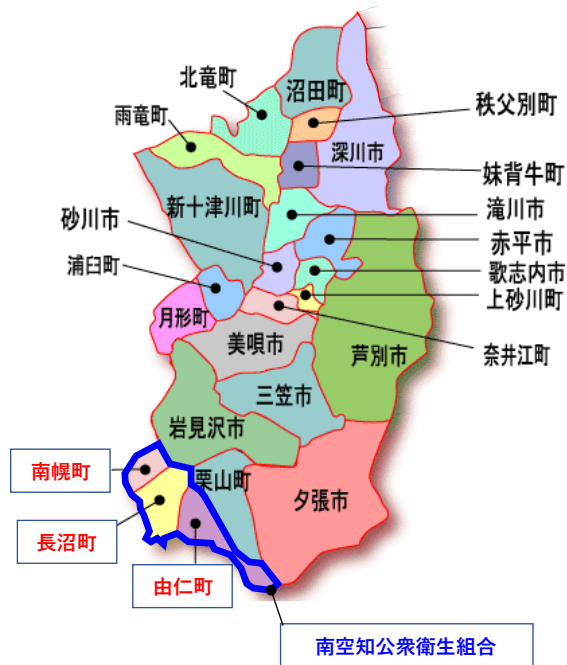


図 1 空知総合振興局管内位置図

(2)計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す。

(3)基本的な方向

南空知公衆衛生組合地域は、南空知公衆衛生組合(以下「本組合」という。)を構成している長沼町・南幌町・由仁町からなる、総面積 383.62K m²の地域である。

本地域は、基幹産業である農業を中心に発展してきた地域であり、産業別就業者人口のうち農業を占める割合は、本組合全体の 1/4 以上となっている。

本地域の廃棄物処理を行っている本組合の設立は、長沼町と南幌町の 2 町によって火葬場に関する事務の共同処理を目的に昭和 42 年 5 月「長幌火葬場組合」として設立し、その後、由仁町を加えて火葬場の共同処理を行っていたが、ごみの収集とごみの適正処理を目的として昭和 44 年 4 月に現在の名称に変更、昭和 45 年 4 月から馬追清掃センターの供用開始によって、本組合によるごみ処理を開始している。昭和 59 年 4 月には長沼町堆肥生産センターの供用開始により、生ごみの有効利用を図り、さらには不燃ごみと粗大ごみの資源化を目的に平成 9 年 4 月には「馬追クリーンセンター」の供用を開始、平成 10 年 4 月には「一般廃棄物最終処分場」の供用も開始し、現在も適正なごみの処理及び処分を行っている。なお、ダイオキシン対特別措置法の施行により、本組合の馬追清掃センターは、平成 14 年 11 月で休止することになり、その後における可燃ごみの適正処理を行うため、平成 14 年 12 月から平成 20 年 3 月までは札幌市に、平成 20 年 4 月からは千歳市の焼却施設で委託処理を行っている。

ごみの排出状況では、本組合構成町の中でも商業施設の多い長沼町や南幌町を中心として、近年事業系ごみが増加傾向にあることから、その発生抑制と再生利用の推進を図る。

また、生活系廃棄物については、①分別の徹底による廃棄物の減量化、②資源ごみへの意識向上、③収集サービスの向上、などを大きな目的として、ライフスタイル等の見直しによる排出抑制を進め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

(4)広域化の位置付け・検討

平成 9 年 12 月、北海道の「北海道ごみ処理広域化計画」において、南空知ブロックに枠組みされていたが、その後の変更によって、恵庭市、北広島市、本組合(長沼町、南幌町、由仁町)、栗山町も道央ブロックに枠組みされさせている。

道央ブロックにて広域処理へ向けた協議を進めていたが、恵庭市がブロックより脱退したことにより、広域の枠組みについても再考され、平成 26 年 2 月に、千歳市と北広島市、長沼町、南幌町、由仁町の 2 市 3 町にて「道央廃棄物処理組合」を設立、その後栗山町も加入し、2 市 4 町によって連携を図る中、広域焼却処理施設の整備を行うことを決定し、令和 6 年度の広域焼却処理施設の稼働に向け、手続きが進められている。

可燃ごみ以外については、当面、各市町及び本組合にて処理を行うことで協議が進められているが、不燃ごみと粗大ごみの処理を行っている本組合の馬追クリーンセンター(マテリアルリサイクル施設)は、供用開始から既に 22 年が経過していることから、設備の稼働率の低下やさらなる CO₂ の削減を目的とした、設備の基幹的整備が急務となっている。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物の処理

平成 30 年度の一般廃棄物の排出量、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め 6,626 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 2,209 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は、33.3%である。

中間処理による減量化は 3,276 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 5 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 18.1%にあたる 1,140 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、千歳市の焼却施設で委託処理している焼却量は 2,564 トンである。

焼却施設では、温水の場内利用(給湯、暖房)を行っている。

【一般廃棄物】

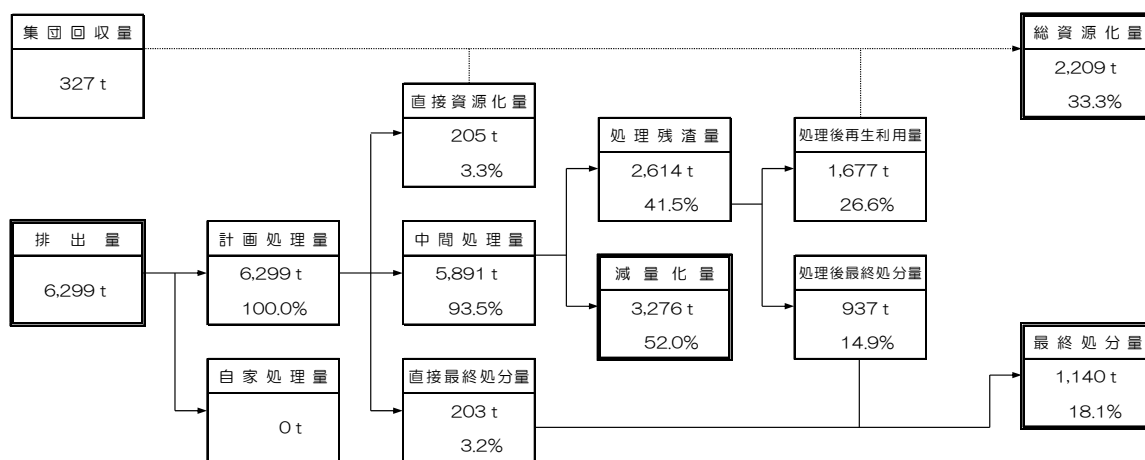


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 30 年度)

(2)生活排水処理の処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿、浄化槽汚泥の排出量は図 3 のとおりである。

生活排水処理人口は、全体で 23,678 人であり、水洗化人口は 19,143 人、生活排水処理率は 80.8%である。

し尿発生量は、2,513kl/年、浄化槽汚泥発生量は、3,159kl/年であり、処理・処分量の合計は、5,672kl/年である。

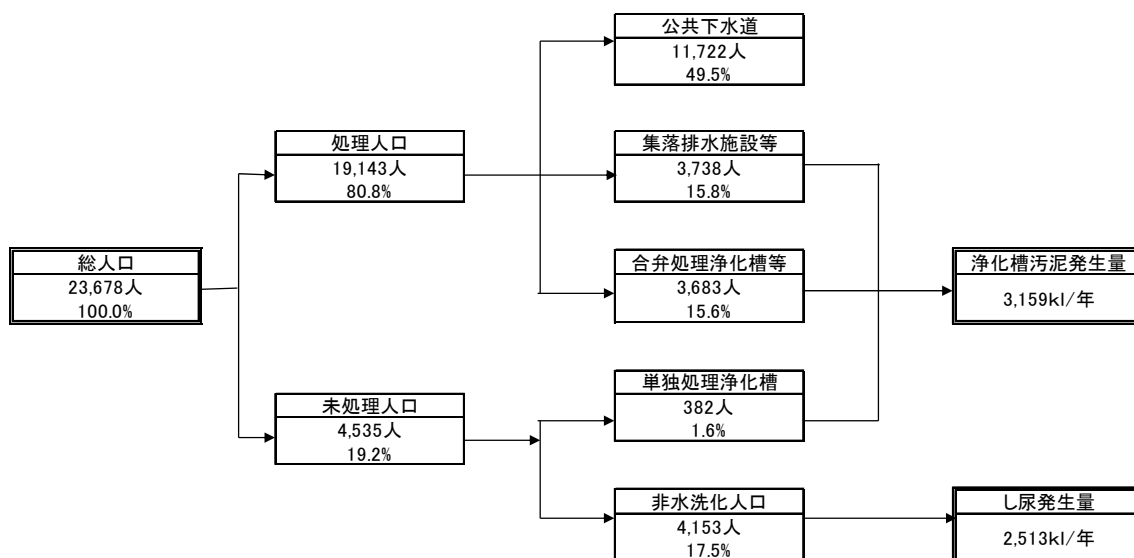


図 3 生活排水の処理状況フロー(平成 30 年度)

(3)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して減量化・再利用化に関する目標量を表2に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

令和7年度の一般廃棄物の排出、処理状況については図4に示すとおり見込んでいる。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和7年度)
排 出 量	事業系 総排出量	1,406 トン	1,269 トン (－ 9.7%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.98 トン/事務所	1.79 トン/事務所 (－ 9.6%)
	生活系 総排出量	4,892 トン	4,064 トン (－ 16.9%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	207 kg/人	192 kg/人 (－ 7.2%)
	合計 事業系生活系排出量合計	6,299 トン	5,333 トン (－ 15.3%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	205 トン (3.3%)	203 トン (3.8%)
	総資源化量	2,209 トン (33.3%)	1,983 トン (35.2%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	3,276 トン (52.0%)	2,749 トン (51.5%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,140 トン (18.1%)	908 トン (17.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、直接資源化量・埋立処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当り排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当りの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

◀ 用語の定義 ▶

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)(単位:トン)

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位:トン)

エネルギー回収量: 熱回収施設においては発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量 : 中間処理量と中間処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]

【一般廃棄物】

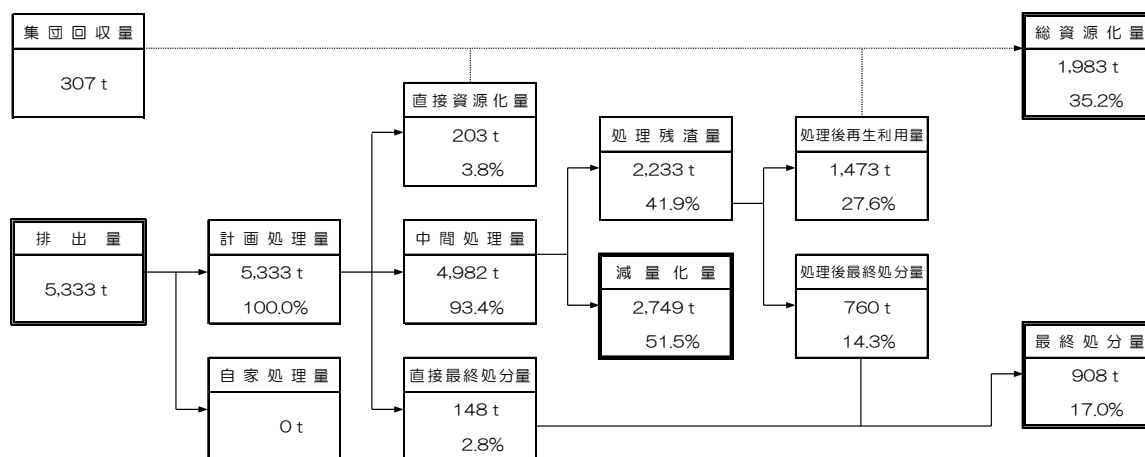


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー(令和7年度)

(4)生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 3 のとおり、合併浄化槽の整備等をすすめていくものとする。

表 3 生活排水処理に関する現状と目標

		平成30年度実績	令和7年度目標
処理 形態別 人口	公共下水道	11,722 人 (49.5%)	10,709 人 (50.7%)
	農業集落排水施設等	3,738 人 (15.8%)	3,485 人 (16.5%)
	合併処理浄化槽等	3,683 人 (15.6%)	4,209 人 (19.9%)
	未処理人口	4,535 人	2,724 人
	合 計	23,678 人	21,127 人
し尿・ 汚泥の量	汲み取りし尿量	2,513 kl/年	1,455 kl/年
	浄化槽汚泥量	3,159 kl/年	3,700 kl/年
	合 計	5,672 kl/年	5,155 kl/年

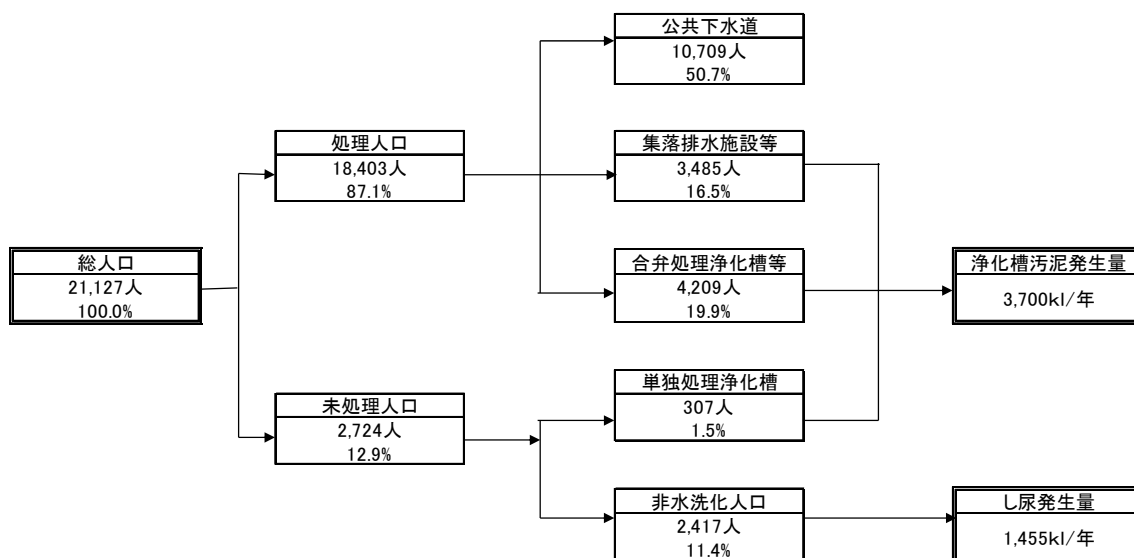


図 5 生活排水の処理フロー(令和 7 年度)

3. 施策の内容

(1)発生抑制・再使用の推進

1) 有料化の見直し

現在、本組合では一般家庭及び事業所から排出されるごみは、分別毎に収集袋を色分けし、乾電池及び蛍光管用袋の無料配布を除き、収集袋代のみの徴収にて実施してきました。

しかし、近年のごみ量の増加に伴い、排出抑制の施策として、また今後の資源分別のさらなる推進を目的として、構成3町ではごみ処理の有料化を導入の必要性が高まり、今後は有料化の導入に向け、現在検討調査中である。

2) 環境教育・普及啓発、助成制度

以前から小学校での環境教育は行っているが、今後は更なる普及啓発のため、以下のとおり対応していく。

- ①ホームページ、広報誌、パンフレット等の広報媒体を通じてごみ処理の現状や3Rに関する情報提供・普及活動を積極的に行う。
- ②ビデオ教材や副読本等を利用した教育啓発活動、町民出前講座や施設見学会等のイベントの開催等、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図る。
- ③事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、事業系ごみ処理ガイドブックの作成等の検討を行う。
- ④食品ロスの軽減を目指し、食品を扱う事業所に対しての情報提供や普及活動を積極的に行う。

3) マイバック運動の実施

ライフスタイルを見直し、日常生活のあらゆる場面においてごみを発生させない、出さないことの実践として、過剰包装の抑制も含めたマイバック運動・レジ袋対策は、定着しつつあるが、今後さらに意識の向上を図るため、各種団体および関係機関との連携による運動の展開を実施する。

4) 小型家電

小型家電リサイクルの推進を図るため、回収ボックスの新設等を検討するほか、今後も周知徹底しリサイクルを推進する。

5) ごみ減量化・リサイクルの推進管理

ごみ減量化・リサイクルの推進管理を行い、住民が積極的に取り組む体制をつくるとともに、現在実施している資源回収奨励事業や生ごみコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機の助成事業についても継続し、さらなる普及活動によりリサイクル及び減容化の促進を図る。

6) 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、水切りネット等の利用促進及び啓発
- ・ 無リン洗剤やせっけん等の使用促進及び啓発

(2)処理体制

1) 生活系ごみ処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 4-1～表 4-4 のとおりである。

現在、本組合の可燃ごみについては、千歳市へ委託して焼却処理を行っており、不燃ごみと粗大ごみは、馬追クリーンセンター(リサイクル施設)で破碎選別によるリサイクル処理を行い、鉄・アルミの回収とともに、処理残渣のうち可燃物残渣は千歳市焼却処理場で、不燃物残渣は本組合の一般廃棄物最終処分場施設で埋立処分している。また、資源ごみは保管施設後、民間業者にて資源化を行っている。

生ごみは、長沼町の堆肥生産センターで堆肥化処理を行い、生産された肥料は、農地や緑化等に利用されている。

今後も、排出段階での減量化や資源ごみの分別の強化を図りつつ、可燃ごみの委託処理と本組合の処理施設による現状のごみ処理体制を維持していく方針である。

なお、本組合の馬追クリーンセンター(マテリアルリサイクル施設)については、基幹的設備改良事業を進め、CO2 削減と施設の延命化を図る方針である。

2) 事業系ごみ処理体制

事業系ごみについては、生活系ごみの分別区分に準じ、事業者が自ら各施設まで搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して運搬している。

今後も生活系ごみ同様に、減量化や適正処理について周知を図るほか、分別を徹底し各施設へ搬入してもらうよう指導強化を図るほか、事業系ごみの手数料の見直し等の検討を進める。

表 4-1 南空知公衆衛生組合地域のゴミの分別区分と処理方法の現状と今後（合計）

現 状	平 成 30 年 度			今 後			処 理 計 画 (t/年)
	分別区分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	分別区分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	
一般ごみ	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	1,494.96	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	1,354
	可燃ごみ	焼却	千歳市 焼却処理施設	1,833.90	焼却	道庁衛生センター 焼却処理施設	
	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	991.34	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	
容器包装	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	879.99	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	607
	缶類	リサイクル (選別・保管)		132.18	リサイクル (選別・保管)		
	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)		199.81	リサイクル (選別・保管)		
	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源業者 南空知リサイクルパーク	67.47	リサイクル (保管)		
	資源資源 (残渣・減耗補正等)	選別・埋立		83.45	リサイクル (保管)		
その他プラスチック 類	その他プラスチック製 容器包装	リサイクル (保管)		410.58	リサイクル (保管)		28
	紙類	リサイクル (保管)	南空知公衆衛生組合 保管施設	161.83	リサイクル (保管)	南空知公衆衛生組合 保管施設	
乾電池		リサイクル (保管)	民間資源業者	7.83	リサイクル (保管)	民間資源業者	6
蛍光管		リサイクル (保管)	民間資源業者	3.48	リサイクル (保管)	民間資源業者	4
小型家電リサイクル		リサイクル (保管)	民間資源業者	31.73	リサイクル (保管)	民間資源業者	23
計				6,298.55			5,333

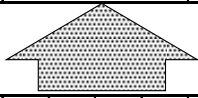


表4-2 南空知公衆組合地域の分別区分と処理方法の現状と今後（長沼町）

理 状	平 成 30 年 度			今 後			7 年 度 等			処 理 計 画 (t/年)
	分別区分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	分別区分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	分別区分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	
一般ごみ	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	748.63	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	712	【堆肥物】農地等有効利用 【残渣】道央廃棄物処理組合 焼却処理施設	
	可燃ごみ	焼却	千歳市 焼却処理施設	897.06	可燃ごみ	焼却	道央廃棄物処理組合 焼却処理施設	776	【残渣】南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	
	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	456.06	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	403	【可燃】道央廃棄物処理組合 焼却処理施設 【不燃】南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	
	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	540.49	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	344	【残渣】同上最終処分場 【金属】資源回収業者	
	缶類	リサイクル (選別・保管)		62.78	缶類	リサイクル (選別・保管)		57		
容器包装	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)		94.92	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)		96		
	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源化業者 南空知リサイクルパーク	32.05	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源化業者 南空知リサイクルパーク	21	【資源物】 民間資源化業者、容器包装リサイ クル協会	
	資源残渣 (残渣・減耗補正等)	選別・埋立		42.07	資源残渣	選別・埋立		14	【残渣】 南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	
その他プラスチック 類	リサイクル (保管)		192.96	その他プラスチック 類	リサイクル (保管)		199			
紙類	リサイクル (保管)	南空知公衆衛生組合 保管施設	87.22	紙類	リサイクル (保管)	南空知公衆衛生組合 保管施設	85			
乾電池	リサイクル (保管)	民間資源化業者	4.18	乾電池	リサイクル (保管)	民間資源化業者	3			
蛍光管	リサイクル (保管)	民間資源化業者	1.84	蛍光管	リサイクル (保管)	民間資源化業者	2			
小型家電リサイクル	リサイクル (保管)	民間資源化業者	16.92	小型家電リサイクル	リサイクル (保管)	民間資源化業者	12			
計			3,177.18	計			2,724			

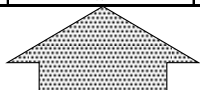


表 4-3 南空知公衆衛生組合地域のゴミの分別区分と処理方法の現状と今後（南幌町）

現 状	平 成		30 年 度		今 後		7 年 度 等		処 理 計 画 (t/年)
	分 別 区 分	処 理 方 法	処 理 施 設	処 理 実 績 (t/年)	分 別 区 分	処 理 方 法	一 次 処 理	二 次 処 理	
一般ごみ	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	444.55	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	【堆肥物】農地等有効利用 【残渣】道中廃棄物処理組合 焼却処理施設	378
	可燃ごみ	焼却	千歳市 焼却処理施設	584.54	可燃ごみ	焼却	道央廃棄物処理組合 焼却処理施設	【残渣】南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	484
	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	293.49	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	【可燃】道央廃棄物処理組合 焼却処理施設 【不燃】南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	246
	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	179.09	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	【残渣】同上最終処分場 【金属】資源回収業者	146
	缶類	リサイクル (選別・保管)		40.28	缶類	リサイクル (選別・保管)			32
容器包装	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)		60.89	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)			53
	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源化業者 南空知リサイクルパーク	20.56	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源化業者 南空知リサイクルパーク	【資源物】 民間資源化業者、容器包装リサイ クル協会	11
	資源残渣 (残渣・繊維補正等)	選別・埋立		21.66	資源残渣	選別・埋立		【残渣】 南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	8
その他プラスチック 類	リサイクル (保管)		135.29	その他プラスチック 類	リサイクル (保管)	その他プラスチック 製容器包装	南空知公衆衛生組合 保管施設	114	
紙類	リサイクル (保管)		33.41	紙類	リサイクル (保管)	段ボール	南空知公衆衛生組合 保管施設	48	
乾電池	リサイクル (保管)		1.98	乾電池	リサイクル (保管)		民間資源化業者	2	
蛍光灯	リサイクル (保管)		0.87	蛍光灯	リサイクル (保管)		民間資源化業者	1	
小型家電リサイクル	リサイクル (保管)		8.03	小型家電リサイクル	リサイクル (保管)		民間資源化業者	6	
計			1,824.64	計				1,529	

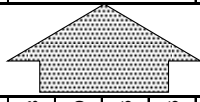
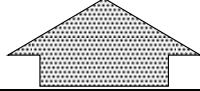


表 4-4 南空知公衆衛生組合地域のゴミの分別区分と処理方法の現状と今後（由仁町）

現 状	平 成 30 年 度		今 後		一 次 処 理		二 次 処 理		処 理 計 画 (t/年)
	分別区分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	処 理 費 額 (t/年)	分別区分	処 理 方 法	施 設 等	処 理 費 額 (t/年)	
一般ごみ	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	301.78	生ごみ	リサイクル (堆肥化)	長沼町 堆肥生産センター	【堆肥物】農地等有効利用 【残渣】道央廃棄物処理組合 焼却処理施設	264
	可燃ごみ	焼却	千歳市 焼却処理施設	352.30	可燃ごみ	焼却	道央廃棄物処理組合 焼却処理施設	【残渣】南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	296
	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	241.79	不燃ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	【可燃】道央廃棄物処理組合 焼却処理施設 【不燃】南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	197
	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	160.41	粗大ごみ	破砕・選別・焼却・埋立	南空知公衆衛生組合 馬追クリーンセンター	【残渣】同上最終処分場 【資源】資源回収業者	117
容器包装	缶類	リサイクル (選別・保管)		29.12	缶類	リサイクル (選別・保管)			25
	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)		44.00	ガラス瓶	リサイクル (選別・保管)			42
	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源業者 南空知リサイクルパーク	14.86	ペットボトル	リサイクル (保管)	民間資源業者 南空知リサイクルパーク	【資源物】 民間資源業者、容器包装リサ イクル協会	8
	資源残渣 (残渣・燃焼補正等)	選別・埋立		19.72	資源残渣	選別・埋立		【残渣】 南空知公衆衛生組合 一般廃棄物最終処分場	6
その他プラスチック 容器包装	リサイクル (保管)		82.33	その他プラスチック 容器包装	リサイクル (保管)			81	
紙類	段ボール	リサイクル (保管)	41.20	紙類	リサイクル (保管)	南空知公衆衛生組合 保管施設		37	
乾電池		リサイクル (保管)	1.67	乾電池	リサイクル (保管)	民間資源業者		1	
蛍光管		リサイクル (保管)	0.77	蛍光管	リサイクル (保管)	民間資源業者		1	
小型家電リサイクル		リサイクル (保管)	6.78	小型家電リサイクル	リサイクル (保管)	民間資源業者		5	
計			1,296.73	計				1,080	



3) 生活排水の処理体制

生活排水については、下水道が整備されていない地域にて汲み取りし尿や単独浄化槽を設置している家庭や事務所などに対し、周知徹底を図り、合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥については、し尿処理施設にて継続して処理を行う。

4) 今後の処理体制の要点

- ◇ リサイクル施設(破碎、選別施設)である馬追クリーンセンターの設備について基幹的設備改良事業による改造を行い、CO2 削減と施設の延命化を図り、継続して本地域の不燃ごみと粗大ごみの適正処理を行う。
- ◇ 生活系一般廃棄物の排出段階での減量化や資源ごみの分別の徹底を図る。
- ◇ 事業系一般廃棄物の減量化・資源ごみ分別の徹底を図る。
- ◇ 合併浄化槽の整備を進める。

(3)処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)処理体制で示したごみ処理をすすめるため、表 5 のとおり必要な施設整備を行う。

表 5 整備する処理施設の概要

番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	リサイクル施設 馬追クリーンセンター	マテリアルリサイクル施設 基幹的設備改良事業	10t/日	北海道夕張郡 長沼町東 5 線 北 8 番地	令和 2 年度

整備理由(施設整備の緊急性)

事業番号	理由
1	・施設稼働から既に 22 年が経過し、施設本体の老朽化が進んでいる状況にあり、長期的かつ安定的な処理を継続して行うため延命化工事が必要である。 ・施設稼働で消費される電力を削減し、地球温暖化防止を推進していく必要がある。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽については、表 6 のとおりです。

表 6 整備する処理施設の概要

番号	事業名	事業主体	直近の整備済基数 (基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置	長沼町	84	75	233	R2～R6
3	整備事業	南幌町	221	39	117	〃
4		由仁町	32	50	200	〃

(4)施設整備に関する計画支援事業

施設整備に伴う計画支援事業は、該当ありません。

(5)その他の施策

1) ごみ減量化・資源化目標の設定と発信

住民、事業者、行政が共通の目標を共有し、3Rの取り組みを実践していけるよう、わかりやすい目標を設定し、町民、事業者へ広報等の情報媒体を利用して広く発信する。目標の達成度は随時公表する。

2) 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業所に対し、排出者責任・拡大排出者責任を明確に示し、自己処理責任の周知徹底を図るとともに、減量化計画の策定指導を行うなど、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

3) 行政における率優先的取組み

各自治体も自ら排出抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会形成に向けた行動を率先して実行する。

4) 不適正処理・不法投棄対策の強化

不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

5)災害時の廃棄物処理に関する基本方針

■ 災害時の連絡体制の確立

平常時から防災会議を開催するなど防災に係る組織体制の整備・充実を図る。また、災害発生時は、本組合の構成町が関係管内市町と連携し、災害対策本部等を立上げ、災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応する。

■ 国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、本組合及び構成町、関係管内市町だけでは対応しきれない状況になることも想定されるので、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行う。

■ 防災体制の整備

廃棄物処理施設の耐震化診断等、必要な措置を講じます。また、災害時に必要となる設備・機材の確保等防災体制の整備に努めます。

災害発生に備え、感染症対策上から「燃やせるごみを優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確認する」等の対策マニュアルを本組合及び本組合構成町村と共同で策定します。

■ 事前広報活動の実施

災害時におけるごみの適正処理に向けた対策を平常時から広報誌やホームページ等の広報媒体を利用して周知徹底を図る。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び北海道と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2)事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

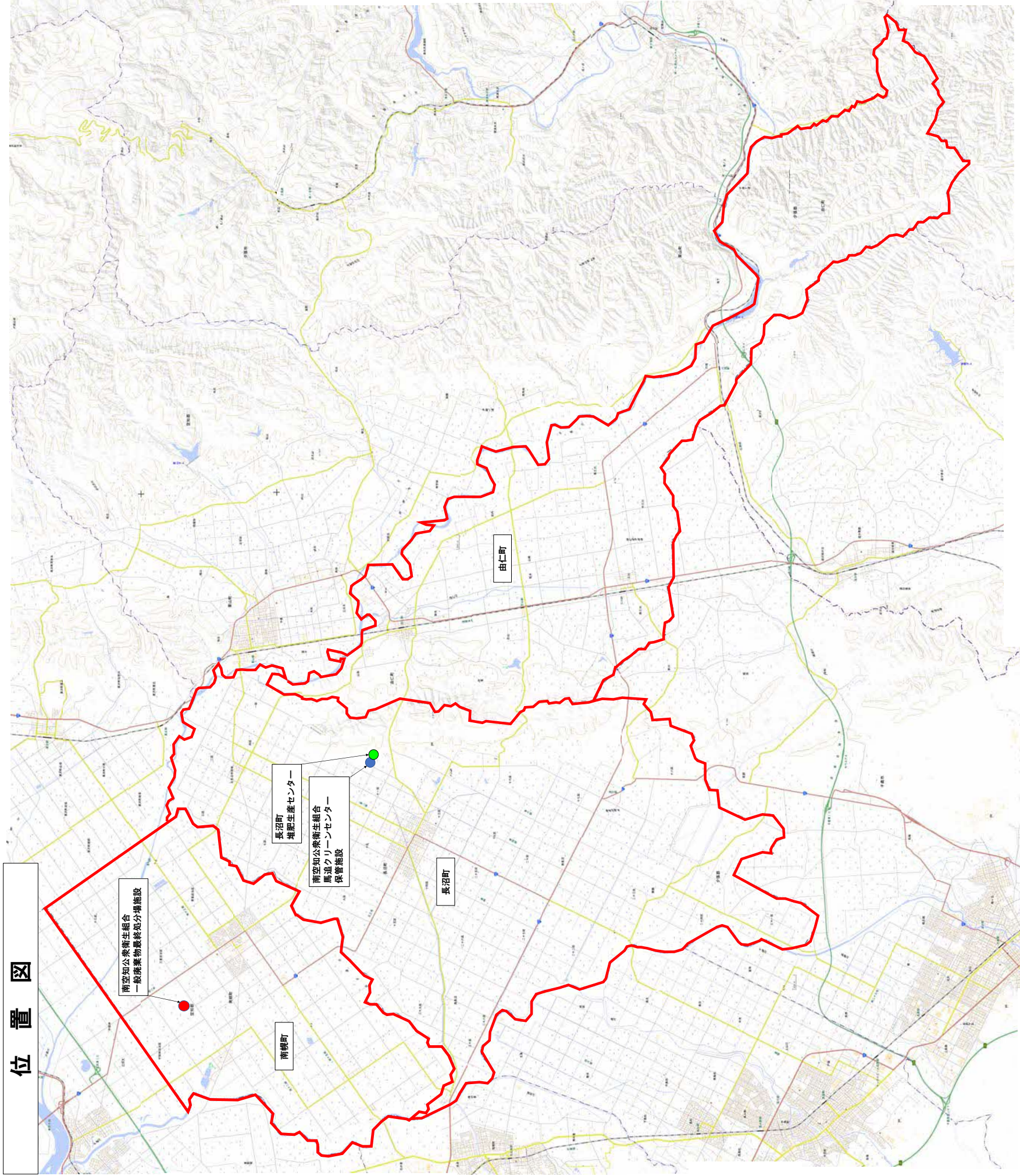
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画書

添付資料

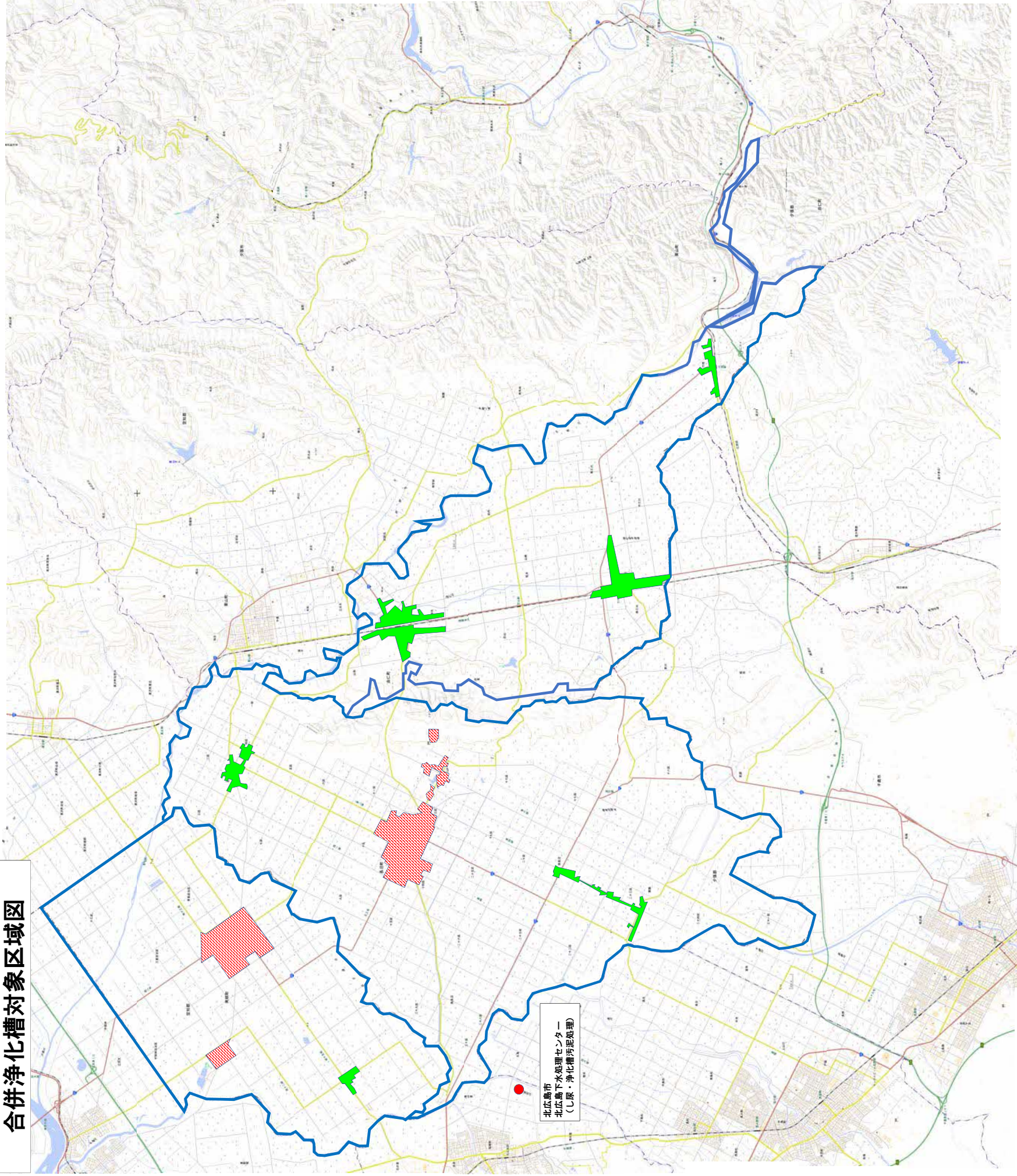
位置図



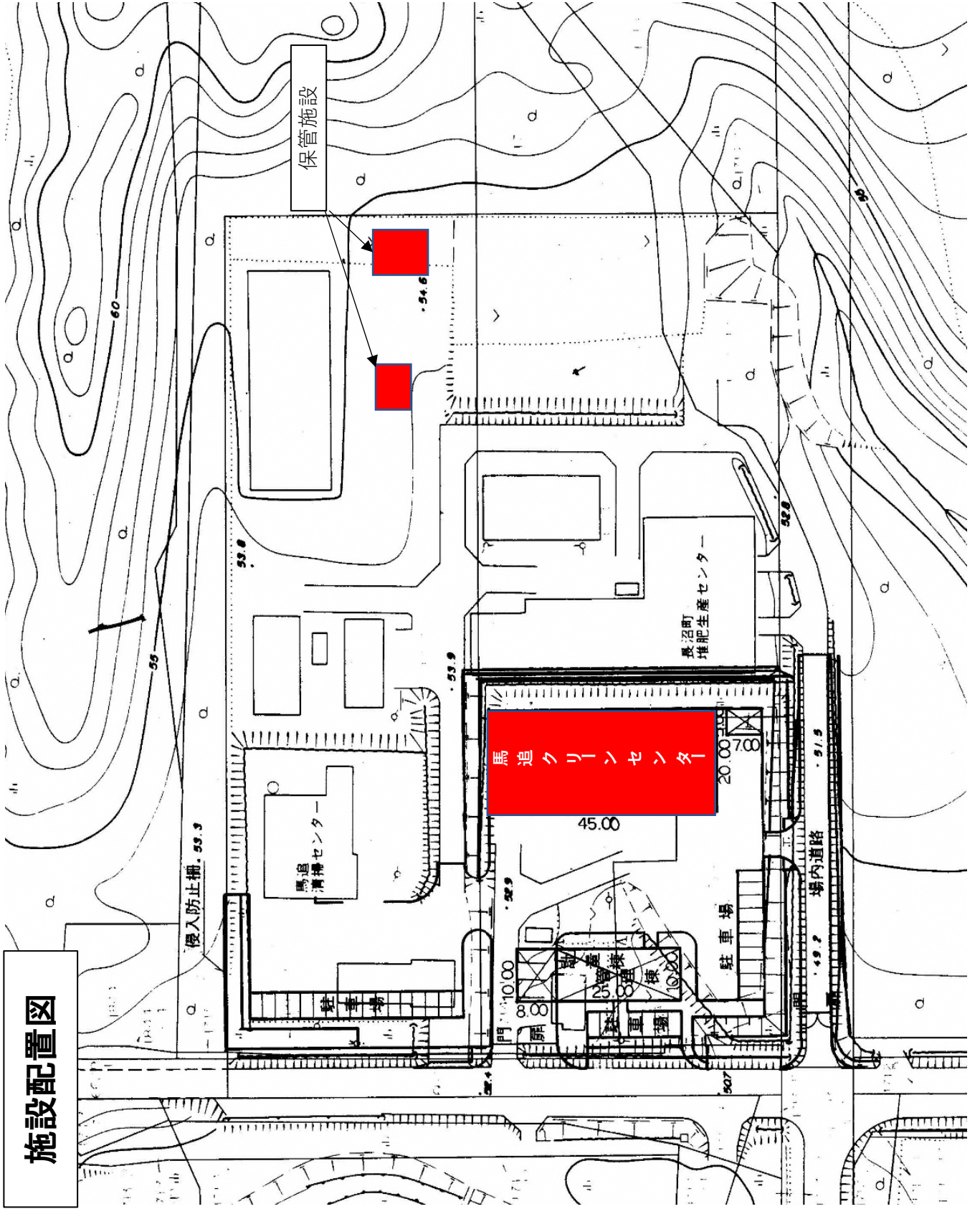
凡例
本組合構成町行政区域



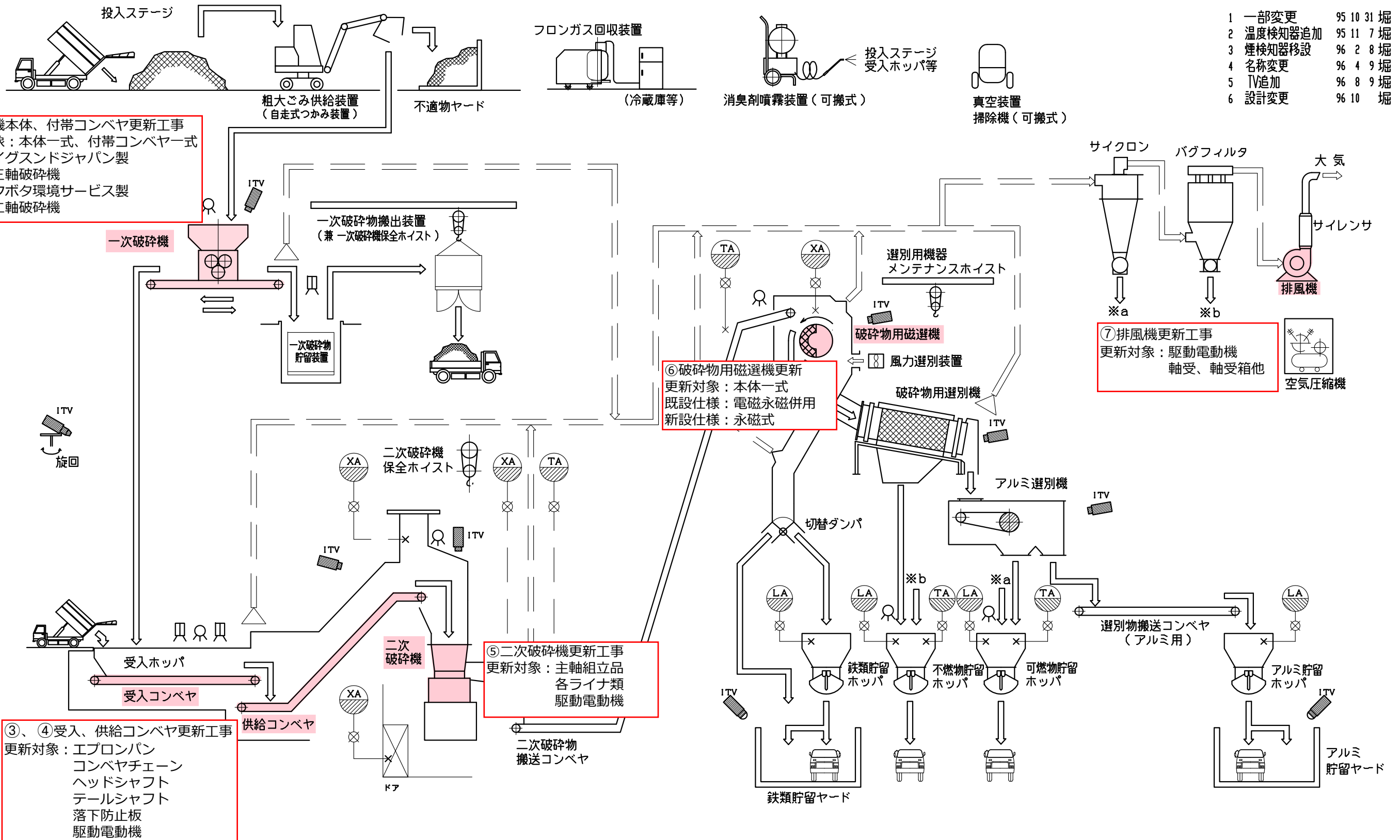
合併浄化槽対象区域図



凡 例	
合併浄化槽対象区域	
公共下水道区域	
集落排水処理区域	



施設配置図



- 1 一部変更 95 10 31 堀
- 2 温度検知器追加 95 11 7 堀
- 3 煙検知器移設 96 2 8 堀
- 4 名称変更 96 4 9 堀
- 5 TV追加 96 8 9 堀
- 6 設計変更 96 10 堀

①破砕機本体、付帯コンベヤ更新工事
更新対象：本体一式、付帯コンベヤ一式
既設：イグスドジャパン製
三軸破砕機
新設：クボタ環境サービス製
二軸破砕機

⑥破砕物用磁選機更新
更新対象：本体一式
既設仕様：電磁永磁併用
新設仕様：永磁式

⑤二次破砕機更新工事
更新対象：主軸組立品
各ライナ類
駆動電動機

⑦排風機更新工事
更新対象：駆動電動機
軸受、軸受箱他

③、④受入、供給コンベヤ更新工事
更新対象：エプロンパン
コンベヤチェーン
ヘッドシャフト
テールシャフト
落下防止板
駆動電動機

記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
→	ごみ	ITV	テレビカメラ	貝	消臭剤	T	温度
⇨	集じん	S	速度	×	検出端	X	その他
○	散水	L	レベル	⊗	発信器	A	警報
				⊙	中央監視制御装置		

■ 交付金対象範囲

現有施設の概要

■堆肥化施設

	長沼町堆肥生産センター
設置主体	長沼町
所在地	夕張郡長沼町東5線北8番地
処理能力	10t/日
竣工	昭和59年3月
対象品目	生ごみ、籾殻
処理方法	高速堆肥化処理方式
補助の有無	有（農水省）

■リサイクル施設

	馬追クリーンセンター
設置主体	南空知公衆衛生組合
所在地	夕張郡長沼町東5線北8番地
処理能力	10t/日（10 t /5 h）
竣工	平成9年3月
対象品目	不燃ごみ、粗大ごみ
処理方法	一次+二次破碎・選別方式（可燃・不燃・鉄・アルミの4種選別）
補助の有無	有（厚生省）

■資源化施設

	保管施設
設置主体	南空知公衆衛生組合
所在地	夕張郡長沼町東5線北8番地
処理能力	1 t /日
竣工	平成12年3月
対象品目	段ボール、廃乾電池、廃蛍光灯、小型家電
処理方法	保管方式
補助の有無	無

■埋立処分地施設

	一般廃棄物最終処分場
設置主体	南空知公衆衛生組合
所在地	空知郡南幌町南10線西10番地
埋立面積	17,400㎡
埋立容積	84,240m ³
竣工	平成 10年3月
埋立対象物	焼却残渣（主灰、飛灰）、破碎残渣、資源残渣、不燃物
浸出水処理方法	処理能力：60m ³ 回転円板法+凝集沈殿法+滅菌処理
補助の有無	有（厚生省）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（令和2年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	北海道 南空知公衆衛生組合地域	(2) 地域内人口	23,678 (H30年9月末現在)	(3) 地域面積	383.62 k m ²
(4) 構成市町村等名	長沼町、南幌町、由仁町、南空知公衆衛生組合	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖積 離島 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：長沼町、南幌町、由仁町 設立（予定）年月日：昭和42年5月17日 設立、認可予定				該当なし

設立されていない場合、今後の見通し： 該当なし

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目まで○を付ける。

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標令和7年度 (平成30年度比)
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
排出量	事業系	1,313	1,321	1,281	1,334	1,406	1,269 (9.7%減)
	1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	1.91	1.89	1.86	1.88	1.98	1.79
	生活系	4,830	4,972	4,713	4,767	4,892	4,064 (16.9%減)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	191	200	192	198	207	192
合計	事業系生活系排出量合計 (t)	6,143	6,293	5,995	6,101	6,299	5,333 (15.3%減)
再生利用量	直接資源化量	606 (9.9%)	668 (10.6%)	598 (10.0%)	565 (9.3%)	532 (8.4%)	510 (9.6%)
	減量化量 (中間処理前後の差 t)	2,281 (35.1%)	2,364 (35.4%)	2,238 (35.2%)	2,112 (32.7%)	2,209 (33.3%)	1,983 (35.2%)
	埋立最終処分量 (覆土含まず t)	-	-	-	-	-	-
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力MWh)	3,184 (51.8%)	3,323 (52.8%)	3,140 (52.4%)	3,287 (53.9%)	3,276 (52.0%)	2,749 (51.5%)
中間処理による減量化量	埋立最終処分量 (覆土含まず t)	1,036 (16.9%)	996 (15.8%)	987 (16.5%)	1,061 (17.4%)	1,140 (18.1%)	908 (17.0%)

※1:最終処分量には、し渣、一斉清掃量、連合からの飛灰処理物割当分、覆土を含まない。

※2:別途資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設		更新		廃止		新設		備考
		型式及び処理方式	補助の有無	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力 (単位)		
高速堆肥化施設	長沼町	好気性発酵方式	有 農水省	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
マテリアルリサイクル施設	南空知公衆衛生組合	高速回転破砕方式 (破砕・選別)	有 厚生省	更新 令和2年5月	①長寿命化計画を策定し、温効果電力削減を目的に基幹改良事業を行うとともに、施設の長寿命化を図る。	形式・処理方式は現行と同等。	令和3年3月	10 t/日 (10t/5h)	10 t/日 (10t/5h)	
保管施設		保管方式 (処理は民間委託)	無	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
最終処分場		一般廃棄物最終処分場 (第1期)	有 厚生省	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
浸出水処理施設		回転板方式	60 m ³ /日	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

※計画地域内の施設の状況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付した。

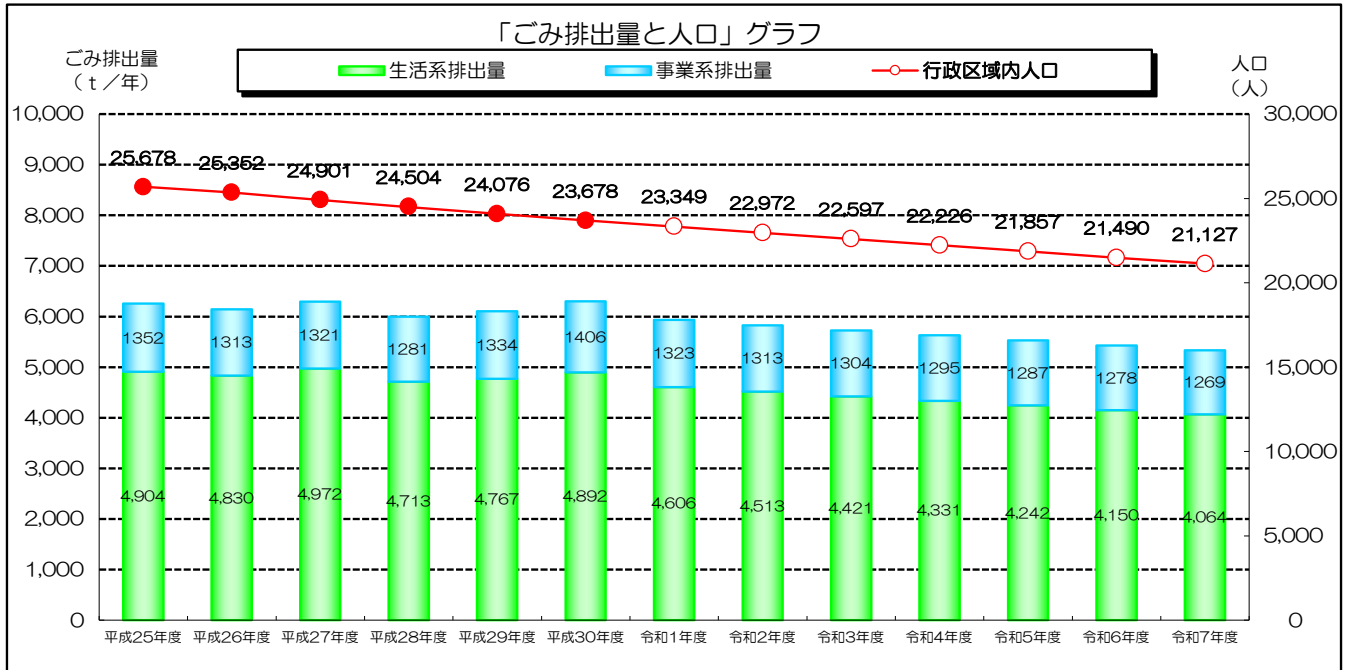
4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度	
総人口	25,352人	24,901人	24,504人	24,076人	23,678人	21,127人	
公共下水道	12,297人 (48.5%)	12,123人 (48.7%)	11,956人 (48.8%)	11,855人 (49.2%)	11,722人 (49.5%)	10,709人 (50.7%)	
集落排水施設等	3,941人 (15.5%)	3,900人 (15.7%)	3,813人 (15.6%)	3,779人 (15.7%)	3,738人 (15.8%)	3,485人 (16.5%)	
合併処理浄化槽等	3,689人 (14.6%)	3,585人 (14.4%)	3,630人 (14.8%)	3,731人 (15.5%)	3,683人 (15.6%)	4,209人 (19.9%)	
未処理人口	5,425人	5,293人	5,105人	4,711人	4,535人	2,724人	

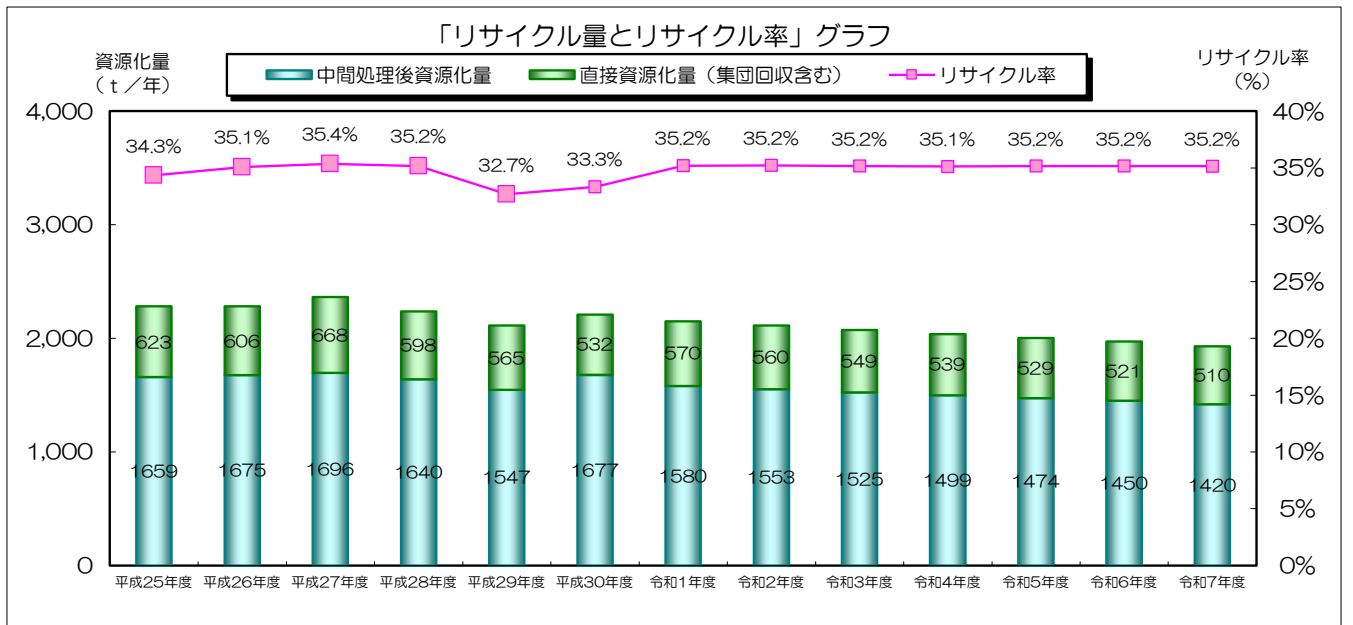
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考	
		基数	処理人口	開始年月	処理人口		目標年月
浄化槽設置整備事業	長沼町	84基	230人	平成25年4月	75基	233人	令和7年
	南幌町	221基	938人	平成11年4月	39基	117人	令和7年
	由仁町	32基	113人	平成20年4月	50基	200人	令和7年

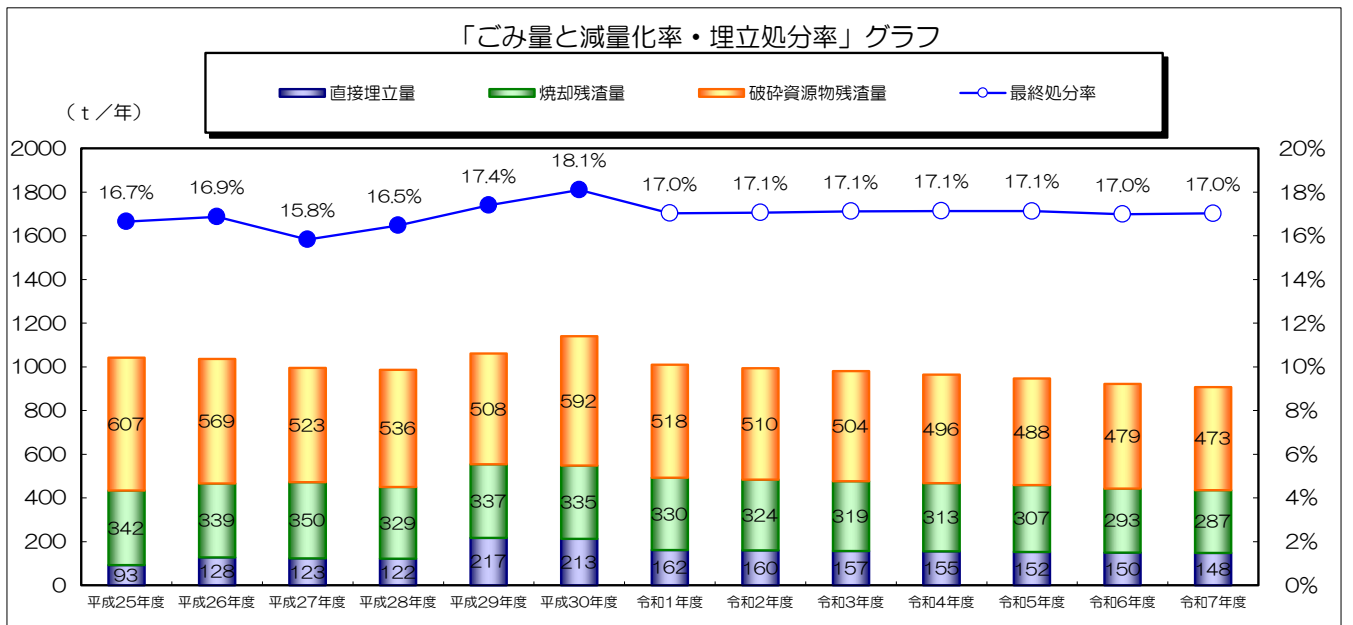
「ごみ排出量と人口」



「リサイクル量とリサイクル率」

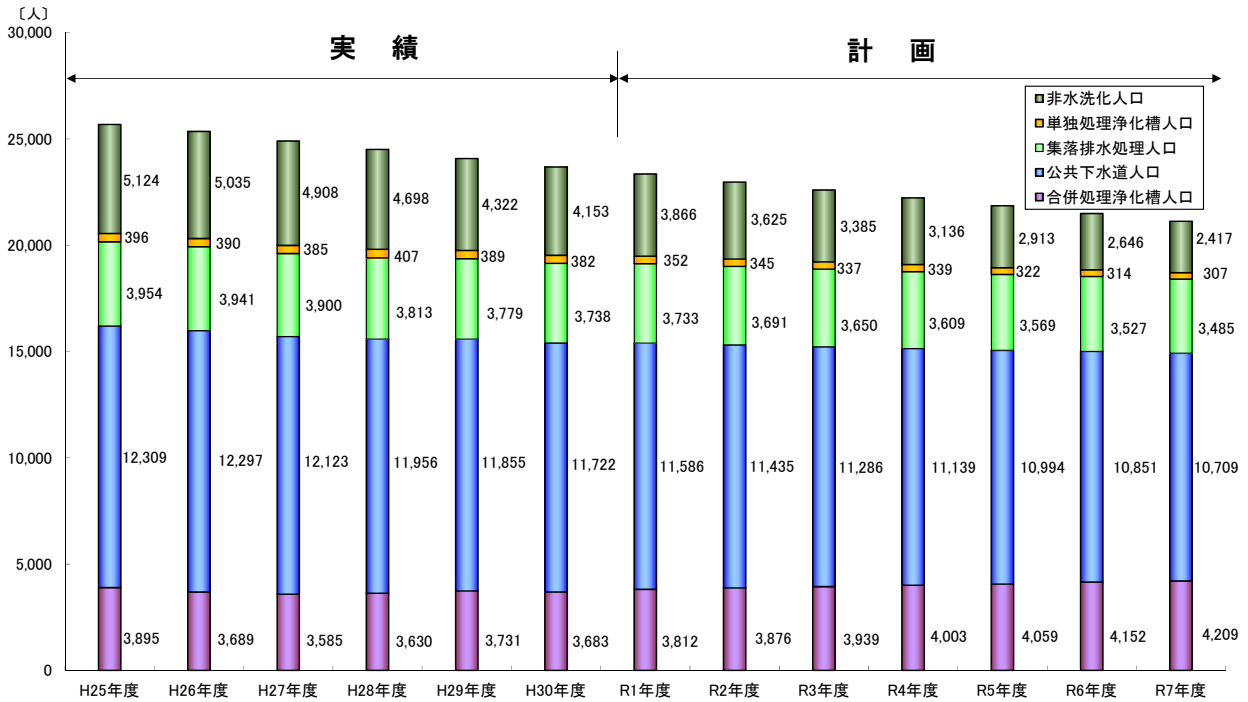


「最終処分量と最終処分率」



生活排水処理に係る目標に関するグラフ

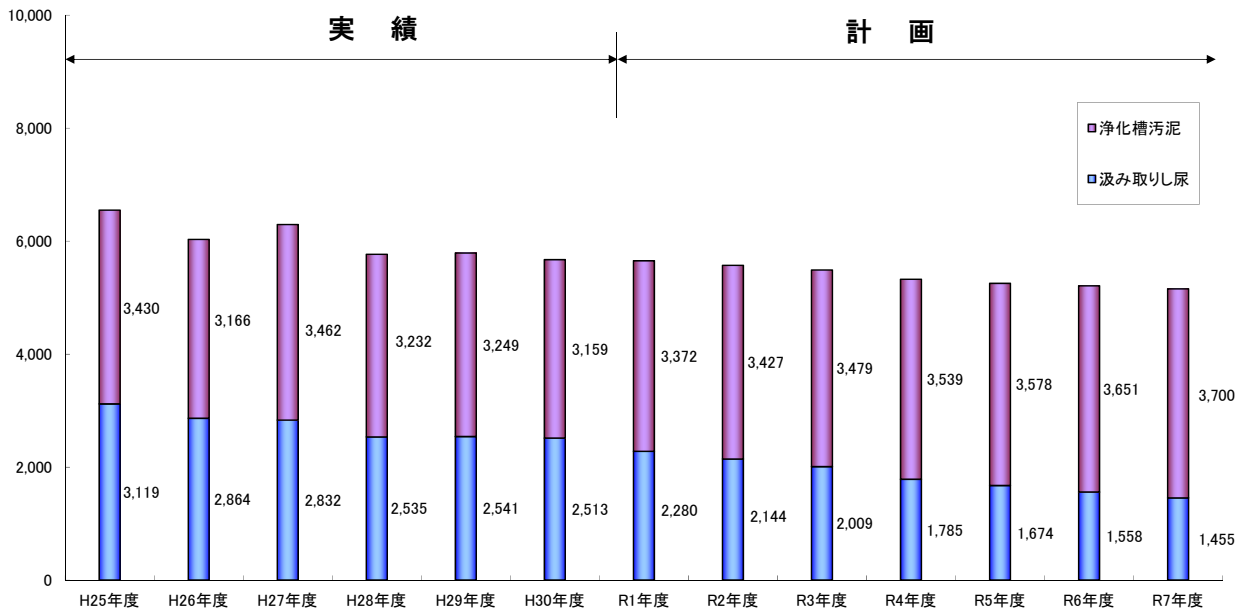
【生活排水処理関係】



単位: 人

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
合併処理浄化槽人口	3,895	3,689	3,585	3,630	3,731	3,683	3,812	3,876	3,939	4,003	4,059	4,152	4,209
公共下水道人口	12,309	12,297	12,123	11,956	11,855	11,722	11,586	11,435	11,286	11,139	10,994	10,851	10,709
集落排水処理人口	3,954	3,941	3,900	3,813	3,779	3,738	3,733	3,691	3,650	3,609	3,569	3,527	3,485
単独処理浄化槽人口	396	390	385	407	389	382	352	345	337	339	322	314	307
非水洗化人口	5,124	5,035	4,908	4,698	4,322	4,153	3,866	3,625	3,385	3,136	2,913	2,646	2,417

【kℓ/年】



単位: kℓ/年

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
汲み取りし尿	3,119	2,864	2,832	2,535	2,541	2,513	2,280	2,144	2,009	1,785	1,674	1,558	1,455
浄化槽汚泥	3,430	3,166	3,462	3,232	3,249	3,159	3,372	3,427	3,479	3,539	3,578	3,651	3,700
合計	6,549	6,030	6,294	5,767	5,790	5,672	5,652	5,571	5,488	5,324	5,252	5,209	5,155

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(令和2年度)

事業種別	事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
					開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
○マテリアルリサイクル施設に関する事業								253,000	0	0	0	0	0	253,000	0	0	0	0	
	廃棄物処理施設基幹的設備改良事業	1	組合	10 t/日	R2	R2		253,000						253,000					
○浄化槽に関する事業	浄化槽設置整備	2	長沼町	75 基	R2	R6		104,863	20,973	20,973	20,973	20,971	20,971	70,253	14,051	14,051	14,051	14,049	
	//	3	南幌町	39 基	R2	R6		66,930	13,386	13,386	13,386	13,386	13,386	32,320	6,464	6,464	6,464	6,464	
	//	4	由仁町	50 基	R2	R6		18,108	3,622	3,622	3,622	3,620	3,620	18,108	3,622	3,622	3,622	3,620	
	浄化槽市町村整備推進							19,825	3,965	3,965	3,965	3,965	3,965	19,825	3,965	3,965	3,965	3,965	
								0						0					
								357,863	273,973	20,973	20,973	20,971	20,971	323,253	287,051	14,051	14,051	14,049	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付 金の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化の見直し	生活系・事業系の有料化金額の見直しと収集ごみの有料化の検討	組合 地域 各町				検討、実施						
	12	環境学習・研修	ごみ教室開催 分別・資源化の徹底化のための普及啓発	組合 地域 各町				事業実施						
	13	マイバック運動の実施	各種団体および関係機関との連携による運動の展開	組合 地域 各町				普及啓発						
	14	小型家電・衣料リサイクルの推進	小型家電及び繊維リサイクル品の推進普及	組合 地域 各町				普及啓発						
	15	減量化・リサイクルの進行管理	ごみ減量化・資源リサイクルの推進と最終処分量の減量化	組合 地域 各町				事業実施						
	16	生活排水対策	広報活動の実施、廃油ポット、水切りネットの利用促進、無リン洗剤等の使用促進の啓発	組合 地域 各町				事業実施						
処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別区分の徹底	分別区分の徹底により、ごみの減量化・資源リサイクルの推進を図る。	組合 地域 各町				普及啓発						
	22	事業系ごみ手数料の見直し	事業系ごみに関しては資源ごみの手数料の見直しを検討し、分別の徹底と排出抑制を図る。	組合 地域 各町				事業実施						
処理施設の整備に関するもの	1	廃棄物処理施設基幹設備改良事業	リサイクル施設の延命化工事	南空知 公衆衛 生組合	2	2	○	建設						
	2	浄化槽設置整備事業	浄化槽の整備	長沼町	2	6	○	事業実施						
	3	浄化槽設置整備事業	浄化槽の整備	南幌町	2	6	○	事業実施						
	4	浄化槽設置整備事業	浄化槽の整備	由仁町	2	6	○	事業実施						
その他	41	ごみ減量化・資源化目標の設定と発信	共通の目標を共有、広報等の情報媒体を利用	組合 地域 各町				普及啓発						
	42	多量排出事業者への減量化指導の徹底	計画的な事業系ごみの排出抑制対策	組合 地域 各町				ごみの排出抑制対策						
	43	行政における率先的取組み	循環型社会形成に向けた行動の実行	組合 地域 各町				率先的取組み						
	44	不適正処理・不法投棄対策の強化	監視・指導体制の強化	組合 地域 各町				監視パトロール						
	45	災害時の廃棄物処理に関する基本方針	広域的な災害廃棄物処理の体制整備	組合 地域 各町				体制整備						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式1-2の事業番号と一致させること。

施設概要（マテリアルリサイクル施設）

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	南空知公衆衛生組合
(2) 施設名称	馬追クリーンセンター（リサイクル施設）
(3) 工期	令和2年度
(4) 施設規模	処理能力 10 t / 日 (10 t / 5 h)
(5) 形式及び処理方式	破碎・選別方式
(6) 地域計画内の役割	基幹的設備改良により長期的かつ安定的な処理を継続する。
(7) 廃棄物施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	—
-------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設建設の内訳	—
------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラブの利用計画	—
---------------	---

(11) 事業計画額	253,000千円
------------	-----------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	長沼町
(2) 事業名称	浄化槽設備整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置した設置者に補助金を交付する。
(4) 事業期間	令和2年度 ~ 令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	■浄化槽設置整備事業実施要綱(H21.5.29)より第3事業の内容(1)事業の対象となる地域 ア 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(「下水道事業」)以外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 <u>32,320</u> 千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 _____ 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 _____ 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(単位:千円)

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	25基 (78 人分)	8,800	18,200	8,800
6~7人槽	40基 (124人分)	17,640	36,040	17,640
8~10人槽	10基 (31人分)	5,880	12,690	5,880
11~20人槽	基 (人分)			
21~30人槽	基 (人分)			
31~50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
改築	基			
計画策定調査費				
合計	75基 (233人分) (改築を除く)	32,320	66,930	32,320

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業				浄化槽市町村整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	25基	8800千円	18200千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	40基	17640千円	36040千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	10基	5880千円	12690千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(新設)

○新設の浄化槽について国費の補助対象とする理由(個人設置事業にて新設に補助を行う場合必ず記入)

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由(自由記述)
例)○人槽○基、○人槽○基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	
5人槽25基、6~7人槽40基、8~10人槽10基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	25

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
2933千円		5867千円	9400千円	18200千円
合計8800千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
18200千円				18200千円

人槽区分	6~7人槽
基数	40

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
5880千円		11760千円	18400千円	36040千円
合計17640千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
36040千円				36040千円

人槽区分	8~10人槽
基数	10

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1960千円		3920千円	10730千円	16610千円
合計5880千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
16610千円				16610千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	南幌町
(2) 事業名称	浄化槽設備整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	南幌町市街地区を中心として公共下水道の整備をし、供用されているが、下水道対象区域外については、水質保全及び環境衛生などの観点から、生活雑排水、汚水の処理が大きな課題であり、浄化槽整備を推進し水質保全を目的とする。
(4) 事業期間	令和2年度 ~ 令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	■浄化槽設置整備事業実施要綱(H21.5.29)より第3事業の内容(1)事業の対象となる地域 ア 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(「下水道事業」)以外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 <u>18,108</u> 千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 _____ 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 _____ 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(単位:千円)

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	3基 (9人分)	1,056	1,056	1,056
6~7人槽	28基 (84人分)	12,348	12,348	12,348
8~10人槽	8基 (24人分)	4,704	4,704	4,704
11~20人槽	基 (人分)			
21~30人槽	基 (人分)			
31~50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
改築	基			
計画策定調査費				
合計	39基 (117人分) (改築を除く)	18,108	18,108	18,108

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業				浄化槽市町村整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	3基	1056千円	1056千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	28基	12348千円	12348千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	8基	4704千円	4704千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(新設)

○新設の浄化槽について国費の補助対象とする理由(個人設置事業にて新設に補助を行う場合必ず記入)

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由(自由記述)
例)○人槽○基、○人槽○基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	
5人槽3基、6~7人槽28基、8~10人槽8基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	3

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他(市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
352千円		704千円	0千円	1056千円
合計1056千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
1056千円				1056千円

人槽区分	6~7人槽
基数	28

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他(市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
4116千円		8232千円	0千円	12348千円
合計12348千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
12348千円				12348千円

人槽区分	8~10人槽
基数	8

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他(市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
1568千円		3136千円	0千円	4704千円
合計4704千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
4704千円				4704千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他(市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 北海道

(1) 事業主体名	由仁町
(2) 事業名称	浄化槽設備整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	行政区域内における農業集落排水事業区域を除く地域の生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活排水の保全及び公衆衛生の公共に寄与するため、合併浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で助成設置を講じ、その促進を図ります。
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	■浄化槽設置整備事業実施要綱(H21.5.29)より第3事業の内容(1)事業の対象となる地域 ア 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(「下水道事業」)以外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 <u>19,825</u> 千円 うち(以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 <u>19,825</u> 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 _____ 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(単位:千円)

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	25基 (100人分)	8,800	8,800	8,800
6～7人槽	25基 (100人分)	11,025	11,025	11,025
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
改築	基			
計画策定調査費				
合計	50基 (200人分) (改築を除く)	19,825	19,825	19,825

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 補足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業				浄化槽市町村整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	25基	8800千円	8800千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	25基	11025千円	11025千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	0基	0千円	0千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(新設)

○新設の浄化槽について国費の補助対象とする理由(個人設置事業にて新設に補助を行う場合必ず記入)

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由(自由記述)
例)○人槽○基、○人槽○基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	
5人槽25基、6~7人槽25基	単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建て替え・新築をする	

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	25

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
2933千円		5867千円	0千円	8800千円
合計8800千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
8800千円				8800千円

人槽区分	6~7人槽
基数	25

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
3675千円		7350千円	0千円	11025千円
合計11025千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
11025千円				11025千円

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
			0千円	0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円